

公認会計士5名税理士6名！！

10月1日より会計士・税理士資格者(税理士は登録手続中)が2名入所する。これで会計士5名・税理士6名・社会保険労務士3名・中小企業診断士1名・所員合計42名となる。最近の所員の成長ぶりには目を見張るものがある。開設以来「組織力のある事務所」を目指してきたが、質量とも徳島県トップクラスの体制が出来たと自負している。新人は私の娘夫婦です。孝志洋平・孝志茜と申します。ご支援をよろしく申し上げます。



(竹内)

NISA制度

上場株式等の配当・譲渡所得等にかかる税率については、株式市場の底支えの観点から、他の所得税に比べ低率の10%軽減税率が適用されていました。

この軽減税率は、過去の税制改正で期限延長が繰り返されてきましたが、平成25年度税制改正では延長されなかったことから、平成26年1月1日以降は、軽減税率の適用が廃止され、本則課税(20%)が適用されることとなります。

この軽減税率廃止にともない、平成26年1月1日より非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置制度「通称：NISA(ニーサ)」が創設されます。

NISA口座を作成すると、「毎年100万円まで」の非課税投資枠が設定され、投資金額100万円分までの株式投資や投資信託にかかる値上がり益や配当金(分配金)が非課税となります。非課税期間は最大5年間となっており、投資総額最大500万円までが非課税枠を使って運用することが可能となります。

ただし、たとえ損失が生じても他の口座の利益との損益通算ができないというデメリットや現状「一人一口座」しか開設できないといった制約もあります。

NISA口座は、今最も注目されている証券関連制度であり、メリットを十分に活かせば効果的な資産運用が可能です。

証券会社や銀行等金融機関の説明書等をよくご検討の上、口座開設を考えてみてはいかがでしょうか。

(大寺)

10月の税務

- 1 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
通知期限…10月15日
- 2 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)
納期限…10月中において市町村の条例で定める日
- 3 9月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…10月10日
- 4 8月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人
事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
申告期限…10月31日
- 5 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確
定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…10月31日
- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費
税・地方消費税>
申告期限…10月31日
- 7 2月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人
事業税・法人住民税>(半期分)
申告期限…10月31日
- 8 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3
月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限…10月31日
- 9 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く(法
人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヵ月分)
<消費税・地方消費税>
申告期限…10月31日

社会保険料の変更は、お済みですか？

平成25年9月分から、変更になっております。

☆厚生年金保険料率

17.12% (個人負担 8.56%) へ

☆算定基礎届による新しい標準報酬月額へ

平成25年度の最低賃金が変わります。(予定)

時間額 666円

発効予定日 平成25年10月30日



(徳永)

10月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満:請負金額19,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 31日 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満7月~9月分>(労働基準監督署)
- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- 労働保険料の納付<延納第2期分>(郵便局または銀行)
- 有期事業概算保険料延納額<8月~11月>の納付

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生日を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生日を迎える者)現況届
労災年金受給権者(7月~12月誕生日の者)定期報告

- ※ 社会保険労務士制度推進月間
全国労働衛生週間(1日~7日)
高齢者雇用支援月間
中小企業退職金共済制度加入促進強化月間
健康強調月間

資産税係

◆◆◆ 婚外子にも同じ相続分を ◆◆◆

結婚していない男女間に生まれた婚外子(非嫡出子)の法定相続分が、婚姻している男女間に生まれた子(嫡出子)の半分とする民法900条4号の規定が、法の下での平等をうたう憲法14条に違反するとして争われた裁判がありました。最高裁判所大法廷は、9月4日、「法の下での平等を定めた憲法に違反し、無効」との決定を下しました。今後、国会で民法の改正が審議されることとなります。

法定相続分とは？

法定分割とは、民法で「このように財産を分けるのが一番よい」と決めている分け方です。法定分割で分けたそれぞれの法定相続人の取り分を法定相続分といいます。必ずしも法定相続分で遺産の分割をしなければならないわけではありませんが、相続税額を求めるときや、相続人同士の話し合いで合意しない場合には、法定相続分が法律上の目安となります。



現行の法定相続分の具体例

- ① 配偶者の法定相続分
 - ・配偶者は必ず法定相続人になるため、常に法定相続分はあります。(婚姻期間は関係ありません。)
 - ・正式な婚姻関係が必要です。(内縁の妻には法定相続分はありません。)
- ② 子供の法定相続分
 - ・配偶者がいる場合、子供全員で2分の1を相続します。
 - ・配偶者がいない場合、全財産を子供が相続します。
 - ・子供が2人以上いる場合は、子供の相続分を人数で等分します。
 - ・認知されている非嫡出子は、法定相続分はありますが、嫡出子の半分です。

諸外国での扱いは？

フランスでは1972年、ドイツでは1998年に嫡出子と非嫡出子との相続差別を撤廃しています。現在では、嫡出子かどうかで相続分に差を設けた規定を残しているのは「主要先進国で日本のみ」ともいわれ、相続格差を撤廃するよう、国連から度重なる勧告を受けるなど、国際的にも批判にさらされてきた結果が、このたびの違憲判決にもつながったようです。

(坂田)

◆◆◇ 社員旅行（慰安旅行） ◇◆◇

医院や病院では女性が多く働く職場でもあり、みんなで、社員旅行(慰安旅行)に行くというケースが見受けられますが、下記の要件を満たさなければ給与となり源泉所得税が課税される場合があります。

- (1) 旅行の期間が4泊5日以内（海外旅行の場合には、外国での滞在日数が4泊5日以内）
- (2) 旅行に参加した人数が全体の人数の50%以上
- (3) 医院や病院が負担する1人当たりの旅行費用は、10万円程度

※上記いずれの要件も満たしている場合であっても、自己の都合で旅行に参加しなかった人に金銭を支給する場合には、全員にその不参加者に対して支給する金銭の額に相当する額の給与の支給があったものとされません。

(田中)

◆◆◇ マニフェスト制度とは？ ◇◆◇

マニフェスト制度とは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、マニフェスト（産業廃棄物管理票）に、産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理するしくみです。不適正な処理による環境汚染や社会問題となっている不法投棄を未然に防止するため、1990年より厚生省（現 厚生労働省）その後2001年に廃棄物行政は環境省へ移管）の指導に始まりました。次号より実際の運用について説明いたします。

余談ですが、マニフェスト（manifest）は英語で「積荷目録」を指し、政党の公約であるマニフェスト（manifesto）とは異なります。

(天羽)

◆◆◇ 計算書類の注記表について⑦ ◇◆◇

会社計算規則では、原則として個別注記表を作成するよう要求されています。今回は、「重要な後発事象に関する注記」についてご説明します。

会社計算規則第114条

個別注記表における重要な後発事象に関する注記は、当該株式会社の事業年度の末日後、当該株式会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象とする。

重要な後発事象の例としては、次のようなものがあります。

イ	火災、出水等による重大な損害の発生
ロ	多額の増資又は減資及び多額の社債の発行又は繰上償還
ハ	会社の合併、重要な営業の譲渡又は譲受
ニ	重要な係争事件の発生又は解決
ホ	主要な取引先の倒産

本来、決算書には当該株式会社の事業年度の末日までの情報のみ記載されます。しかし、事業年度の末日後、財務諸表を作成する日までの間に新たに発生した（あるいは確実にになった）事象について記載しないでもよいとしてしまうと、その企業の経営実態を正確に把握することができません。

このような情報を利害関係者に伝えるための文章が「重要な後発事象に関する注記」です。（中小法人（資本金1億円以下の法人）には記載義務がありません）

(渡邊)

◆◆◇ 自然災害におけるリスク ◇◆◇

一言に火災保険といっても住宅の火災による被害を補償するだけでなく、その他に落雷、台風、洪水、雪など自然災害による被害をカバーする保険があります。

主な内容

火災リスク	火災、落雷、 破裂、爆発	失火、放火、隣家からの飛び火、落雷、ガス爆発等による損害、 消火活動に伴う放水等でうけた損害
風災リスク	風災、ひょう災、 雪災	台風、旋風、暴風、暴風雨、竜巻、ひょう、豪雪、 なだれ等で受けた損害
水災リスク	水災	台風や暴風雨等が原因でおこる洪水、高潮、 土砂崩れ等で受けた損害（規定要件は保険会社により異なる）

その他に、水濡れ、物体の落下、飛来、衝突、倒壊、破損、諸費用（見舞費用等）等がありますが、保険会社によって区分方法が異なります。

ここ数年、温暖化の影響等で洪水、竜巻、落雷等の被害が全国で相次いでいます。加入していても損害額の100%の補償があるとは限らず、補償額は加入の保険内容によります。

先月の洪水等の被害が記憶に新しいうちに、もう一度補償内容の確認又は加入の検討をしてみたいでしょうか。

(岡田)

法人設立10周年記念講演会・懇親会 好評のうち終了しました！！

< 講演会・懇親会の様子 >



講師
読売テレビ報道局解説副委員長
春川 正明 氏



来賓
衆議院議員
後藤田 正純 氏



KOMA Ensemble (コマ・アンサンブル)



ご参加いただきました皆様、ありがとうございました。
次回のご参加も、役職員一同心よりお待ちしております。

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホムレックス : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメール : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181